

鴻巣市教育委員会告示第20号

鴻巣市立中学校の部活動地域移行研究懇話会設置要綱を次のように定める。

令和5年11月14日

鴻巣市教育委員会教育長 望 月



鴻巣市立中学校の部活動地域移行研究懇話会設置要綱

(設置)

第1条 鴻巣市立中学校における部活動の地域移行に伴う課題解決に向けた取組に関して、広く市民の意見を聴取するとともに、関係団体と連携し検討するため、鴻巣市立中学校の部活動地域移行研究懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、鴻巣市立中学校における部活動の地域移行について、意見交換を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内のスポーツ団体の関係者
- (2) 市内の文化活動団体の関係者
- (3) 鴻巣市立小・中学校校長
- (4) 鴻巣市PTA連合会の役員
- (5) 埼玉県中学校体育連盟鴻巣支部の役員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(懇話会)

第4条 懇話会は、教育長が招集する。

掲示期間 11月28日まで

2 懇話会の司会進行は、教育部学校支援課長（以下「学校支援課長」という。）が行う。ただし、学校支援課長が出席できないときは、あらかじめ学校支援課長が指名する者が行う。

（意見の聴取）

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して懇話会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（謝礼）

第6条 委員への謝礼は、1回の会議につき5,000円とする。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、教育部学校支援課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。